

第十八国立銀行の歴史的考察

伊丹, 正博

<https://doi.org/10.15017/2920497>

出版情報 : 経済論究. 5, pp.75-91, 1959-04-01. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

第十八国立銀行の歴史的一考察

伊 丹 正 博

日本における近代的信用体系の生成が、一応その端緒についたのは、明治15年の日本銀行設立であるわけだが、それに先立つ10年間の国立銀行時代は、前史的或は過渡的段階と云つて良いと思う。

然し、前史的存在とは云え、我が国において初めて公式的に「銀行」の名称が与えられ、全国各地にその数153を示したこれら国立銀行は、それなりに重要な意味を持つていると考えられるが、その性格なり、発展経過なり、何れも独自の道を歩んでおり、一概に論ずることは出来ない。それ故に、個々の国立銀行を詳細に検討することから先づ始めることが必要ではないであろうか。然も、一般に対象とされるものは、中央的都市に設けられた特定の、所謂大銀行であつて、地方銀行については、その殆ど大部分が未開拓のままに残されている。

以上の様な事情から、全国の国立銀行を、資料の入手し得るものから、順次に跡づける考えて、先づ、此の長崎第十八国立銀行を取上げてみた。

利用した資料は、九州文化史研究所所蔵の「元山文庫」に含まれているもので、創立証書及び定款と、考課状及び株主総会議事録とがあり、年代としては、大体明治10年から20年迄の10年間のものとなつている。尙、長崎図書館にも資料があるので、それを以つて、補充してゆくのであるが、その方は、頁数の関係で別稿に委ねる。

それ故、本稿は未だ積極的な分析を企てるものではなく、資料紹介の域を出ないが、一応その性格を跡づけてみたいと思う。

(1) 明石・鈴木共著「日本金融史」第一巻(明治篇) 31頁

(2) 原 司郎「第二国立銀行覚書」(「金融経済」50号) 55頁

(一) 創立前史

第十八国立銀行の系譜を辿つてみると、明治2年6月に維新政府は、全国8ヶ所（東京・大阪・横浜・京都・神戸・大津・新潟・敦賀）に為替会社を設けたが、その時、江戸時代以来の開港貿易港として、当時、経済的に重要な位置を占めていた長崎には、それが設けられなかつた。その代りの様に、明治2年の末になつて、旧来の幕府の維持して来た長崎物産会所の貸付金残務整理を、13名の実業家に委託され、彼等は、「協力社」を組織して、為替貸金業を営んだ。しかし、当時、資本金は僅かに1万円であつたので、思う様に活動出来ず、経済発展に順応することが不可能なので、社内に増資論が起つたが、まともならず、遂に分裂して、明治4年の秋、その13名の中の1人、貿易商松田源五郎は、同じ貿易商の永見伝三郎とはかつて、資本金5万円の合資会社「永見・松田商店」を起し、明治5年1月2日に開業した。一方、これに対抗して、先の「協力社」も、合資組織に改めて、「六海商店」と称して、同様に為替貸金業を営み、金融機関としての役割を果すことになつたのだが、云う迄もなくその内容は、物品抵当の貸金業務が主で、預金や為替は僅少に過ぎず、質屋と大差なく、運転資金にも不足がちで、明治5年の11月には、「永見・松田商店」は、資本金を、8万円に増資して、社名を「立誠会社」と改め、更に、同8年9月には、株式組織に改めて⁽³⁾いる。

以上が、第十八国立銀行の創立前史とも云うべきもので、この「立誠会社」は、九州における近代的金融機関の先駆型態とも見られるのであるが、丁度、この時期に中央に於いては、国立銀行条例が施行されて、第一、第二、第三、第四及び第五の各国立銀行が設立され、更に、その後、明治9年に、国立銀行条例が改正されると同時に、此の立誠会社は、同族五人⁽⁴⁾が発起人となつて、第十八国立銀行を創立、明治10年12月20日に開業した。⁽⁵⁾此の時の資本金は16万円であるが、すぐ翌年には、9万円増資して、25万円、その後、明治25年には、50万円、30年には、私立銀行に移行と同時に、100万円に増資している。⁽⁶⁾

参考迄に、当時の九州の情勢を見ると、主な国立銀行は、鹿児島⁽⁷⁾の第五、福

岡の第十七、大分の第二十三、熊本の第九などで、総資本額は、長崎県40万円、⁽⁸⁾鹿兒島県39万円、福岡県37万円、熊本県35万円、大分県25万円で、九州内では、長崎県が優位を占めて居り、当時の、他の国立銀行の大部分が、秩祿処分によつて発行された、多額の公債証券を所有する華士族を中心として設立されたのと異り、この第十八国立銀行の場合は、かなり前期的型態のものながら、一応、金融機関として既存せるものを母体として設立されただけに、地方銀行ではあると云え、比較的好調なスタートを先づ切ることが出来たのであろうと思う。

(1) 「明治財政史」第12巻

(2) 永見家は、薬種、砂糖、綿などを扱っていた貿易商人であることが、長崎県立長崎図書館の郷土資料に現れている。

(3) 「長崎市制五十年史」後篇 178頁～182頁

(4) 「第十八国立銀行第一回實際考課状」(元山文庫 164/1)

発起人は、永見伝三郎、松田勝五郎、松田源五郎、永見得十郎、永見寛三の五名であつた。

(5) 「第十八国立銀行第一回實際考課状」(元山文庫 164/1)

(6) 「長崎市制五十年史」後篇 178頁～182頁

(7) 第五国立銀行は、大阪が本店であるが、殆んど島津家の出資に基くものであり、鹿兒島支店がかなりの実権をもつていたと考えられる。この事については、別稿に詳説したい。

(8) 「明治前期財政経済史料集成」第十三巻 482頁

(二) 銀行内部の構成状況

(1) 株主構成

先づ最初に、株主構成についてみると、永見・松田両家の同族5人で創立されたことから分る様に、ほぼ資本金16万円の半分の8万円を両家で所有している。

詳しく述べると、永見家8人で489株(48,900円)、松田家4人で300株(30,000円)で、合計78,900円、総資本金16万円の中、約50%を占めている。

更に、明治11年上半期の9万円増資で、資本金25万円となつた時の割合を見ると、永見家10人で632株(63,200円)、松田家4人で400株(40,000円)

で、合計 103,000 円、創立時より幾分減少してはいるが、それでも約 42% を占めている（別表(1)参照）。

別表①

永見・松田両家の持株数

		明治10年12月創立時	明治11年7月増資時
永見	伝三郎	200 株	200 株
	得十郎	50	60
	米吉郎	50	60
	寛三	50	60
	得太郎	50	100
	荘三郎	50	50
	寛二	20	20
	知如	19	22
	平三郎		50
	峯太郎		10
	小計	489	632
松田	勝五郎	120	150
	源五郎	100	150
	庄三郎	50	50
	熊三郎	30	50
	小計	300	400
両家合計		789	1032
総株数内で占める割合		50 %	42 %

* 明治10年下半季、明治11年上半季實際考課状中の株主姓名表より作成

次に、総株主数を職業身分別に分類してみよう。ただ、この考課状では、明治13年迄は、株主表に士族平民の区別しかないのので、明治14年以後のものから、逆に類推してみると、創立時に於いて、士族の持株は約一割で、残りは殆ど商人であつたと思われる（別表(2)）。これが、明治15年になると、士族は殆ど6%位にしか過ぎない（別表(3)）。これをみても、大部分が、華士族の所有する金祿公債を元にして設立された他の国立銀行と、かなり事情を異にしていると云えよう。

別表② 株主職業身分別分類表(其ノ一)

* 数字は人数, 括弧内数字は株数

身分 年次・半季	士 族	平 民	商	計
明治10年・下	10(169)	55(1431)		65(1600)
明治11年・上	12(291)	76(2209)		88(2500)
明治11年・下	12(291)	76(2209)		88(2500)
明治12年・上	9(279)	79(2221)		88(2500)
明治12年・下	9(279)	79(2221)		88(2500)
明治13年・上	9(279)	79(2221)		88(2500)
明治13年・下	10(286)	7 (44)	70(2170)	87(2500)
明治14年・上	10(286)	7 (44)	70(2170)	87(2500)
明治15年・上	11(266)	9 (62)	70(2172)	90(2500)

**「第十八国立銀行實際考課状」(元山文庫)中, 第一回より第十回迄のものによる。但し, 第九回(明治十四年下半季)は欠けている。

更に, 明治 15 年に於ける株主の構成比率を見ると,

本行役員	30 %	
質 商	25 %	
質 易 商	11 %	
その他の商人	19 %	※別表(3)参照

となつて居り, 役員と云うのは, 設立事情からも分る様に, 凡て, 質易商でもあることから, 結局, 質易商と目される人達によつて, 約 4 割以上の資本が⁽¹⁾出資されていたわけになる。

別表③

株主職業身分別分類表(其ノ二)

* 括弧内の数字は株数

職業 年次・半季	本行役員	質商	貿易商	酒商	平民	士族	自由業	職人	日用品商	その他	合計
明治15年・下	10名 (750)	15名 (623)	6名 (272)	6名 (148)	20名 (157)	8名 (153)	4名 (78)	1名 (15)	11名 (233)	6名 (71)	87名 (2500)
明治16年・上	13 (805)	15 (623)	6 (252)	6 (148)	18 (152)	9 (133)	3 (68)	1 (15)	11 (233)	6 (71)	88 (2500)
明治16年・下	13 (805)	15 (623)	6 (252)	6 (148)	19 (152)	9 (133)	3 (68)	1 (15)	11 (233)	6 (71)	89 (2500)
明治17年・上	11 (725)	14 (530)	7 (372)	6 (151)	17 (203)	12 (225)	1 (5)	1 (15)	11 (233)	5 (41)	85 (2500)
明治17年・下	11 (725)	14 (530)	6 (352)	6 (151)	17 (218)	11 (225)	1 (5)	1 (15)	10 (238)	5 (41)	82 (2500)
明治18年・上	10 (780)	14 (540)	5 (292)	6 (151)	20 (232)	10 (224)	1 (5)	1 (15)	10 (238)	4 (23)	81 (2500)
明治18年・下	10 (768)	14 (540)	4 (275)	6 (151)	24 (346)	10 (226)	1 (5)	1 (15)	8 (158)	2 (16)	80 (2500)
明治19年・上	9 (668)	16 (703)	4 (180)	5 (150)	22 (365)	8 (220)	1 (5)	1 (15)	9 (178)	2 (16)	77 (2500)
明治19年・下	8 (648)	15 (653)	4 (180)	5 (150)	25 (362)	9 (223)	1 (5)	1 (15)	9 (178)	2 (16)	79 (2430)
明治20年・上	8 (733)	11 (390)	5 (183)	6 (160)	32 (671)	6 (176)	1 (5)	1 (15)	8 (163)	1 (4)	79 (2500)
明治20年・下	8 (1383)	14 (1005)	3 (280)	5 (305)	32 (1325)	8 (378)	1 (5)	1 (25)	8 (286)	1 (8)	81 (5000)

** 明治19年下半季の本行役員、質商及び合計の欄の株数は誤りがあると思うが、原資料のままにしておいた。「第十八国立銀行實際考察状」(元山文庫)中、第十一回より第二十一回迄のものによる。

別表④

預 金 推 移 表

* 単位円

年次 ・ 半季	種 類	官 公 金	民 間 預 金				総 計
			定期預金	当座預金	振出手形	その他共計 小	
明治10年・下		—	10,625	53,908	550	65,083	65,083
11年	上	42,360	45,374	13,856	—	59,230	101,590
	下	88,445	33,688	8,765	4,393	49,681	138,126
12年	上	175,974	12,666	21,075	6,496	40,736	216,710
	下	143,585	30,867	24,312	6,934	120,279	263,864
13年	上	138,494	60,547	26,621	7,305	102,422	240,916
	下	148,786	39,504	15,806	5,137	62,110	210,896
14年	上	157,818	44,728	27,709	1,908	75,958	233,776
	下	—	—	—	—	—	—
15年	上	95,560	47,038	30,752	1,308	86,962	182,522
	下	151,098	51,118	30,507	4,885	94,435	245,532
16年	上	125,527	54,127	31,996	8,836	108,112	233,639
	下	284,139	55,053	59,407	3,885	138,221	422,360
17年	上	106,408	46,453	48,302	1,755	105,870	212,278
	下	206,213	48,548	39,141	11,550	116,666	322,879
18年	上	103,555	49,140	85,464	13,800	167,374	270,929
	下	298,088	52,597	50,810	35,916	150,255	448,343
19年	上	131,721	73,297	88,045	1,295	183,250	314,975
	下	273,831	97,594	48,745	5,466	174,057	447,888
20年	上	267,717	147,654	66,415	4,721	279,880	547,597
	下	248,328	153,514	64,102	2,833	272,630	520,958

** 明治10年上半季は、10年12月20日（開業日）より同月31日迄の12日間
 「第十八国立銀行實際考課状」（元山文庫）中、第一回より第二十一回迄の
 ものによる。但し、第九回（明治十四年下半季）は欠けている。

この様に、第十八国立銀行に於いては、創立の発起人、株主、役員が、殆ど、凡て、長崎在住の貿易商人、それも、大部分、永見・松田の両家で占められているが、九州内の他の国立銀行は、殆ど皆、華士族銀行であつて、例えば、典型的な福岡の第十七国立銀行を見ても、創立時の資本金 105,000 円の中、士族の占めるのは、約 45% (47,700円) に達して居り、主として多額の公債所有者と、御用商人とから構成された、士商合弁の経営様式をとつていたわけであり、この第十八国立銀行の場合とは、かなり違つて来ると思う。

(2) 銀行資本の構成

銀行資本の構成の点から眺めてみると、先づ、自己資本としての払込資本金と積立金の合計と、他人資本としての預金の合計とを比較してみると、創立当初は勿論のこと、明治 15 年代迄は、預金の方が少く、16 年を過ぎて、漸く、僅にオーバーするに過ぎない(別表(4))。しかも、預金内部の構成では、民間預金に比して官公金が多く、全体の約 6 割を占めていることは、国立銀行の通例とほぼ変わらないことが分る。

これは、第十八国立銀行に先立つて、明治 9 年に開設された三井銀行の長崎出張所が、主として、地方資金の集収に力をそそぎ、又、一般の信頼度も、云う迄もなく、三井出張所によせるものが大であつた為と考えられよう。

しかし、銀行幹部の方針としては、民間の零細資金をも、出来るだけ集める様努力していたことは考えられる。即ち、明治 13 年 7 月の株主第 7 時定式総会に於いて、議長は、次の様に述べて居る。

『凡ソ、我が国ノ通貨タル、要スルニ少数ニ分離スルニヨリ、常ニ欠乏ヲ告クルノ情ナキヲ免レス。如之、細民ニ在テハ、少数ノ貨幣ヲ有スルモ、匱中ニ蔵メテ、之ヲ活用増殖セシムル事能ハサル而已ナラス、盜難等ノ為、財ヲ失フモノアリ、於是乎、世ノ財政ニ志ス所ノモノハ、其各自貯蔵ノ金ヲ蒐メ、之ヲ有用ノ一大資本トナサンコトヲ希望セリ、其方法タル、要スルニ官府夙ニ實際ニ試ミ、益ヲ理財上ニ与ヘタル、彼ノ郵便局貯金ノ方法ニシテ、西洋ニ置ル「セイビング・バンク」ノ方是レナリ。然レトモ郵便局ハ甚ダ手数ノ鄭重ナルヲ厭ヒ、或ハ終ニ之ヲ廢スルモノ尠シトセス、於是乎、東京ニ

在テハ貯蔵銀行ヲ設立シ、大坂ニ在テモ、亦、貯金預り所ヲ設ケタリ、然リト雖トモ、本港、今日ノ景況ヲ以テ之ヲ見レハ、特ニ貯蔵銀行ヲ設ケ、預り所ヲ開クモ、其利其費ヲ償フ事能ハサルヤ知ルヘキナリ、故ニ、本行ニ一課ヲ置キ、貯金預りノ方法ヲ設ケハ、細民ノ便、亦、銀行ノ本分ニ適フ所アルヘシ、因此、其事業ヲ起スノ前、予メ各位ニ報道ス』⁽⁶⁾

この様になつてはいるが、実際に設けられたのは、明治19年以後となつてゐる。それ故に、預金の伸びをみても、増加が、はつきり目立つてくるのは、明治18年以後であり、それ迄は、かなり停滞的であることが窺われる。

更に、民間預金の内容を見てみると、前半は定期預金が優位を占め、後半明治15年以降になつて、当座預金がこれと並んでくる状況である。

別表⑤

定期預金預ケ人身分別割合・口数表

* 単位%, 括弧内は口数

身分別 年次・半季	商	官吏	士族	職工	平民	僧侶	医師	その他共 小計
明治13年 下	92.1(49)	3.0 (6)	1.2 (4)	2.8 (4)	0.9 (4)	—	—	(67)
14年 上	86.0(46)	3.8 (7)	0.3 (2)	1.2 (3)	8.7(10)	—	—	(68)
下	—	—	—	—	—	—	—	—
15年 上	69.1(43)	7.3(13)	3.2 (2)	3.5 (9)	13.3(24)	3.6 (2)	—	(93)
下	51.3(39)	12.5(20)	7.9 (6)	5.2 (9)	18.8(33)	3.2 (2)	1.1 (2)	(111)
16年 上	59.9(40)	16.0(23)	—	4.9(11)	12.9(25)	3.8 (3)	2.5 (4)	(106)
下	65.8(49)	7.6(16)	—	6.7(15)	10.4(26)	3.8 (3)	5.7 (7)	(116)
17年 上	53.8(44)	7.2(17)	—	9.4(20)	19.6(39)	4.6 (3)	5.4 (5)	(128)
下	61.0(61)	5.0 (9)	—	11.3(17)	15.8(30)	4.6 (3)	2.3 (2)	(122)
18年 上	48.9(58)	6.9(19)	—	12.2(24)	19.8(35)	7.4 (6)	4.8 (7)	(144)
下	47.9(70)	8.1(15)	—	8.0(11)	24.5(35)	7.9 (9)	3.6 (4)	(144)
19年 上	58.7(78)	4.3(10)	—	5.9(17)	21.5(41)	6.1 (9)	3.5 (6)	(161)
下	62.0(96)	2.7(11)	—	5.9(21)	23.7(63)	4.2 (9)	1.5 (4)	(204)

** 「第十八国立銀行實際考課状」(元山文庫)中第七回より第十九回(第九回は欠)迄のものにより作成。

この様な預金の預け主の身分職業別を比率で現してみると(別表(5)), 定期預金に於いては、殆ど7割平均位を商人が占めており、当座預金が、凡て商

別表⑥

貸 出 推 移 表

* 単位円

年次 ・半季	種 類 御 用 貸付金	民 間 貸 出					総 計
		貸付金	当座貸越	割引手形	荷為替 手 形	その他共 小 計	
明治 10年・下		31,000				31,000	31,000
11年	上	47,990	50,264			98,254	98,254
	下	59,010	116,533	1,206		211,184	211,184
12年	上	23,308	101,062			124,370	124,370
	下	51,376	152,815			204,191	204,191
13年	上	50,638	129,298			179,936	179,936
	下	60,600	154,394	2,245		217,539	217,539
14年	上	71,160	79,155			150,515	150,515
	下	—	—	—	—	—	—
15年	上	73,657	127,240	1,108	3,973	206,178	206,178
	下	134,928	107,529		1,294	243,751	243,751
16年	上	69,018	74,929	4,600	715	152,025	152,025
	下	54,035	78,875	1,550	250	135,710	135,710
17年	上	69,914	72,332	1,000	250	154,696	154,696
	下	62,551	80,765	1,800	3,300	149,016	149,016
18年	上	68,054	38,351		3,475	109,880	109,880
	下	70,463	60,389	1,433	12,140	176,604	176,604
19年	上		66,190	12,753		7,693	90,997
	下	7,914	66,997	74,803		13,315	156,898
20年	上	28,176	35,591	60,102	1,420	3,375	102,037
	下	43,800	177,004	96,678	6,063	7,110	287,291

** 明治10年上半季は、10年12月20日より同月31日迄の12日間

「第十八国立銀行實際考課状」（元山文庫）中、第一回より第二十一回（第九回は欠）迄のものにより作成

人のものであることと、合せてみれば、民間預金の約9割近くは、商人のものであつたわけで、士族の預金は、殆ど無視して良い程、僅かなものに過ぎない。

- (1) 別表(1), 別表(2), 別表(3)は何れも、元山文庫中の第十八国立銀行考課状の附表、株主姓名表より作成した。
- (2) 日田市広瀬家文書 No. 1302「第十七国立銀行創立証書、同定款」
- (3) 「西日本相互銀行十年史」 50 頁
松井安信「九州金融史の一鱗(二)」(西南学院大学商学論集, 第三卷第一号) 110頁
- (4) 加藤俊彦「本邦銀行史論」 34 頁
松井氏上掲論文 113 頁
- (5) 「長崎市制五十年史」 178 頁～182 頁
- (6) 「第十八国立銀行株主第七次定式総会議事要件録」(元山文庫 164/23)
原文には句読点が無いため、便宜上、附しておいた。以下の引用文でも同様。

別表⑦

貸付金借り主身分職業別割合表

* 単位 %, 括弧内は口数

年次・半季	商	官吏	士族	農	銀行	僧侶	職工	医
明治13年・下	89.3(74)	7.1(13)	3.6(12)					
14年上	86.3(50)	3.8(12)	9.9(28)					
14年下	—	—	—					
15年上	84.6(84)	2.3(12)	10.6(30)	2.5(12)				
15年下	56.5(81)	2.2(11)	11.4(28)	2.6(14)	26.6 (6)	0.4 (1)	0.3(3)	
16年上	75.7(63)	2.5 (5)	9.0(32)	1.3 (9)	11.5 (1)			
16年下	89.4(45)	2.0 (4)	6.1(17)	2.5 (7)				
17年上	82.9(36)	6.4 (5)	4.4(15)	0.4 (6)	5.9 (1)			
17年下	92.8(34)	2.4 (6)	3.0(10)	1.8 (5)				
18年上	91.6(41)	3.3 (7)	3.5(11)	1.6 (6)				
18年下	94.0(49)	2.6 (6)	0.3 (2)	2.6 (9)				0.5(1)
19年上	97.3(55)	0.8 (2)	—	1.7 (4)			0.2(2)	
19年下	96.1(63)	2.1 (6)	1.5 (5)	0.3 (1)				

** 「第十八国立銀行實際考課状」(元山文庫)中、第七回より第十九回(第九回は欠)迄のものにより作成

(三) 銀行の能動的業務

前述の如き経過を経て集積された貨幣資本が、どの様に運用されたかを見てみよう。⁽¹⁾

貸出は、前半に於いては、貸付金、当座貸越を通じて、後半、明治15年以後になつて、漸く、割引手形、荷為替手形が出て来ているが、殆ど僅かなものにしかならない(別表(6))。しかも、当座貸越を通じて、最もよく資金が放出されていることから、この貸出金の利用範囲が推定されると思う。即ち、貸付金の借り主が商人で、8割から9割を占めていること(別表(7))、及び当座預金の契約が、凡て商人、しかもその契約者名簿から推して、大部分は、銀行幹部に關係ある貿易商人であると考えられるところから、これらの貸出の大部分は、貿易事業に投入されたに違いないと云えよう。⁽²⁾

此の点に於いても、例えば、典型的な華士族銀行である仙台の第七十七国立銀行が、明治16年代において、貸付金約20万円の中、士族が約33%を占めており、当座貸越においてさえ、約13%を占めていることと対比して、その性格の差異が顕然と現れていると思う。⁽⁴⁾

貸付金利は、此の銀行の前期的な性格からも、約1割内外と云つた高利であり、必ず、抵当品を取ることを建前としているが、その内容を見ると、資料には、充分現れて来ては居ないが、最初の中は、公債証書を抵当とするものが半数以上を占めて居り、次で地金銀、穀物類、木綿絹織物となつて居るが(別表(8))、後の年になると、明治18年、即ち、紙幣整理後の沈滞期から脱け出す時期と共に、織物類が圧倒的に多くなり、穀類と共に、海産物なる抵当品も現れて、この銀行の特殊性を裏付けていると云える。

これも、矢張り、先の第七十七国立銀行の場合であると、無担保の信用貸が、実に、半分以上の54%となり、残りは、大部分が不動産抵当で、工業的産物たる生糸が、僅に、0.2%あるに過ぎない。⁽⁷⁾

この貸出を、先の預金と比較してみる時、その割合の低いことがあげられる。これは、明治11年の考課状にも述べられている様に、

別表 ③

貸付金抵当品及び割合表

* 単位 %

種 別	年次・半季	公債証券	地金銀	穀物	木綿織物	貸金証券	雑貨	海産物	煙草
		明治 上	55.1	20.9	11.2	8.8	2.0	1.6	—
14年 下	—	—	—	—	—	—	—	—	
15年 上	63.7	9.2	14.6	3.9	2.9	0.5	5.2	—	
15年 下	78.3	4.7	4.0	1.6	0.8	—	5.0	5.6	
16年 上	74.8	6.5	2.6	8.5	2.1	2.0	—	3.5	
16年 下	60.9	1.7	7.4	20.5	1.6	0.8	—	7.1	
17年 上	65.0	2.6	15.4	3.4	5.7	3.4	4.5	—	
17年 下	72.3	1.1	9.4	1.1	3.4	4.2	3.2	5.3	
18年 上	56.5	1.3	11.2	18.0	11.1	—	1.9	—	
18年 下	19.0	0.9	20.3	47.8	3.5	2.5	3.4	2.6	
19年 上	13.7	3.3	27.7	46.4	0.9	3.6	—	3.1	

** 「第十八国立銀行實際考課状」（元山文庫）中、第八回より第十八回（第九回は欠）迄のものにより作成。尚、「煙草」中、15年下、16年上の数には椎茸を含む。

『今其貸付金預り金トノ比較ヲ以テスレバ、或ハソノ当ヲ得サルモノノ如シト雖トモ、其故ハ、地券、家屋等ノ如キ物件ニ対シテ貸附ヲ為サス、負債主ノ信憑ト、抵当ノ確實トヲ要スルニアラサレハ、容易ニ之ヲ許ササルヲ以テナリ』

と云う訳で、当初の銀行の貸出方針が、かなり堅実なものであることを示しているわけであるが、それだけに、資本主義の勃興期に入りつつあつた当時としては、やや、一般への資金の地方還元率としては、低いのではないかと思われるが、これは、他の国立銀行とも、傾向を同じくするものと云えよう。⁽⁹⁾しかし、ここで注意すべきことは、先にも述べた様に、地券、家屋を引当とする不動産担保の貸付を、全く行つて居なかつたことであると思ふ。この点に於いては、横浜為替会社から移行した第二国立銀行の初期の姿や、福岡県の筑後地域⁽¹⁰⁾

(11)
の私立銀行などと、非常に趣を異にすることが分る。

最後に、手形を見ると、先にも一寸ふれた様に、殆ど、見るべきほどには、この時期に於いては現れて来ていない。半ば頃から、荷為替手形がみられる程度で、手形の割引に至つては、此の資料の上では、取り上げる程には現われて来ていない。唯、荷為替の場合は、その附帯せる物品をみると、先の貸付金抵当品の場合と同様、木綿絹織物類に海産物が、その中心をなしているところ⁽¹²⁾に、やはり、長崎と云う地域性が考えられると思う。

(1) 考課状の中に於いて、次に記せる項目が参考になる。

半季実際報告、半季利益金割合報告、半季平均高報告表、貸付金の事、当座預り金貸越の事、為替の事、荷為替の事、割引手形の事等。

(2) どの考課状にも「当座預りの事」と題する項目の中に、預け人は凡て商人であると記されてある。

例えば、「第十八国立銀行第十五回明治十七年下半季実際考課状」(元山文庫164/14) 15頁には次の様に出ている。

〓右人民当座預金ノ預ケ人ハ皆商人ニシテ其預金ノ利子ハ年三分六厘ナリ…、

(3) 考課状の「本店景況ノ事」なる項目中には、新しく当座契約を結んだ人名が記載されている。

例えば、「第十八国立銀行第二回明治十一年上半季実際考課状」(元山文庫164/2) には次の様に出ている。

一、大阪府下永見米吉郎ノ請求ニ因リ、県下銅座町永見徳太郎之レカ代理トナリ利附当座預ケ並抵当貸越ノ需要ニ応シ二月十二日其約ヲ修ム

一、県下銅座町永見伝三郎ヨリ利附当座預ケ並抵当貸越ノ要求アリ二月廿日其約ヲ修ム

一、同街永見寛三ヨリ同上ノ請求アリ同日其約ヲ了ス

一、県下酒屋町松田勝五郎ヨリ同上ノ要求アリ同日結約ス

一、同区松田源五郎ヨリ同上ノ約定ヲ要求ス前同日肯容之レヲ修ム

(4) 長幸男「日本における信用制度の成立前史」(講座信用理論体系第三巻) 69~70頁

(5) 「第十八国立銀行第十五回明治十七年下半季実際考課状」(元山文庫164/14) 上掲資料の23頁~24頁に次の様にてでている。

〓右貸付金ノ利子ハ年壹割ヨリ年壹割九分式厘ニシテ之レヲ平均スレバ年壹割四分三厘強ニ當ル、

(6) 後引| 87頁の史料参照

(7) 前掲長氏論文 69~70頁

- (8) 「明治十一年上半季實際考課状」(元山文庫164/2)
- (9) 松井氏前掲論文 113頁
- (10) 原司郎「明治初期金融史における『為替会社』の意義(金融学会報告V) 57頁
- (11) 松井氏前掲論文 119頁~121頁
- (12) 各考課状には「荷為替ノ事」なる項目に表が記入されている。

(四) むすびにかえて

以上の様みて来たことを、綜合して、第十八国立銀行の性格の概要について考えてみたいと思う。

他の華士族銀行と違つて、最初から純粹に民間資本に基いて築かれたこの銀行が、創立後の10年間に於いて、それほど際立つた躍進を示さなかつたと云うのは、何故であるかと云う疑問が先づ提出される。

比較的進行過程の似通つている横浜の第二国立銀行の場合は、特権の大商人たる三井の参加と共に、地方の在郷商人を含めての地元横浜商人が、リーダーシップをとつて、活躍したところは、比較すべき資料が充分でないので、はつきり断定することは出来ないにしても、資本金を3回にわたつて増額していることに、幾分なりともうかがえると思う。

これに対して、第十八国立銀行の場合は、伝統的な長崎貿易商人の手に依り営まれながらも、当初、充分なる活躍を果すことが出来なかつたと云うのは、その地域性に大いに左右されたのではないかと思われる。つまり、長崎と云う港の、経済的発展の一時的停滞に基くということ。即ち、鎖国時代を通じて、国内唯一の開港場として、その進歩性を誇り、又、幕府の天領としての強みをもつて、多くの有力な長崎商人を育てて来たこの長崎も、幕末から明治にかけての、横浜をはじめ、各地の開港とともに、その経済的基盤が、一時的にもせよ脅やかされ、停滞したことにその因を求めても良いのではなからうか。

事実、明治11年下半季の實際考課状の中で、「本店景況ノコト」と題し、次の様に述べている。

『当銀行ノ景況ハ、当季9万円ノ資額ヲ増加シ、事業日ニ拡張シ、月ニ進歩スト雖トモ、未タ以テ満足ノ点ニ達セリト為スヘカラサルナリ。請フ、試ニ、之レヲ市場ノ実況ニ徴シテ陳述セン。夫レ、目下、貿易市場ノ衰微ハ、

特リ我港而已然リトスル乎、將タ各港モ亦然ル乎、蓋シ我港、疇昔ノ繁盛ヲ致スヤ、専ラ、浮利ヲ一艦二船ニ期シ、安逸ヲ之レ貪リ、勉メテ身ヲ産業ニ委シ、カヲ工業ニ尽スモノ、殆ト稀ナリ。因此横神函瀧開港以還、其利ヲ分奪セラレテヨリ乍チ、衰頽ノ色ヲ見シ。之ニ加フルニ、隣県再四ノ騷擾、余禍ヲ今日ニ逮シ、生産工業ノ進路ヲ防遮セシ所アルヲ以テ、為メニ、輸出ヲ減少シ——』

とあり、それを認めている様である。

それ故に、全国の国立銀行を類型化する試みに於いて、所謂、三井、安田の⁽⁶⁾豪商系を除いてみれば、華士族銀行と、地主銀行、商人銀行に大別されるが、商人中心のものでも、特に、貿易商人にその基盤をもつものとして、第2国立銀行と、第十八国立銀行とが並んでくるわけであるが、前者の横浜商人が、所謂、新興商人であるのに反し、第十八の方は、旧来の特権的長崎貿易商人であるところに、前者と異なる特殊性が発見出来るのである。勿論、国立銀行の歴史的類型の構成は、単に上記の点からだけでは皮相であつて、銀行内部の受動的、能動的業務を通じての産業資本との結びつき、及び、該銀行の発行紙幣の流通状況、他の国私立銀行との連繋状態、中央、地方の政治権力との結びつきなどの諸要素を、複合的に噛み合わせて類型化を試みねばなるまい。しかし、現在の研究段階では、それを可能にする程、各地の個別的具体的事例が明かにされてはいないのが実情である。従つて、一応の接近の手段として、こうした類型の構成だけでも無意味ではあるまい。

しかも、第十八国立銀行の場合、地方銀行としての地方性との結びつきと、同族会社的な⁽⁷⁾経営様式の⁽⁸⁾前期的性格、それにも拘らず、貸出における当座貸越の⁽⁸⁾優位に見られるが如き、近代的性格とが、混じり合つたと云う、非常に過渡的な性格を持つていたことを、注意しなければならない。そして、やがて、近代的銀行に脱皮して行く芽ばえが現われて来ると云えると思う。事実、その後、長崎港の、朝鮮、大陸への輸出入港としての地位の確保と共に、第十八国立銀行の⁽⁹⁾発展も、順調に進んだのであつた。

尙、第十八国立銀行については、幕末より明治前中期に至る長崎県経済の推移発展と、噛み合わせて考察すべき問題も多く残されている。他日、筆欲を改め

て論じたい。

- (1) 原氏前掲二論文参照
- (2) 「明治前期財政経済史料集成」第十三巻 487頁
- (3) 後引90頁の史料参照
- (4) 横浜・神戸・函館・新潟の略
- (5) 西南戦争に先立つ各地の騒擾の中、熊本県における「神風連」の乱、福岡県における秋月の乱などを指すものと思われる。
- (6) 長氏前掲論文参照
- (7) 本稿78頁参照
- (8) 別表(6)参照
- (9) 前掲「長崎市制五十年史」178~182頁参照
　　「明治二十三年、朝鮮、仁川、元山に支店を設置して、対鮮貿易の発展に資し、三十年七月資本金百万円に増資し、佐世保、藤原、釜山に支店を設置し、三十二年二百万円、三十九年三百万円、大正六年に六百万円に増資し、同十一年には千五百万円の大資本を有し……」

追記 第十八国立銀行関係の史料目録は頁数の関係で、別稿に附記する予定である。

(34. 1. 5.)